

■ 会計区分とは

地方自治法により事務処理をする会計	一般会計	普通会計	一般会計と特別会計（公営事業会計を除く）を合わせた会計であり、教育、社会福祉、土木、消防等自治体の行政運営の基本的な経費が計上されます。
	特別会計	公営事業会計	自治体の経営する公営企業等の会計の総称であり、以下のよう な会計があります。
		収益事業会計	自治体が、その事業に要する経費の一部をまかなうために収益 を目的とする事業を営むために設置する会計です。 競馬、競輪、競艇、オートレース、宝くじ
		国民健康保険事業会計	
		老人保健医療事業会計	
		介護保険事業会計	
		公益質屋事業会計	
		農業共済事業会計	
		交通災害共済事業会計	
		公立大学附属病院事業会計	
	公営企業会計	使用料等の収入で経費をまかなうことを目的として、住民サービ スを提供するための特別会計で、法適用企業、法非適用企業に 分類されます。	
地方公営企業法により 事務処理をする会計		法適用企業	地方公営企業法の規定を適用している事業です。 水道事業、工業用水道、交通（軌道・自動車・鉄道等）事業、電 気事業、ガス事業、病院事業など
		法非適用企業	地方公営企業法の規定を適用しない事業です。 交通（船舶運航）事業、電気事業、簡易水道事業、港湾整備事 業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、下 水道事業、有料道路事業、駐車場整備事業など

- 一般会計とは？
一般会計は、予算の中心となる基本的一般的な会計であり、他の会計に属しないものは、すべてこの会計で処理されます。
- 特別会計とは？
特定の事業を行う場合や特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合においては、条例で特別会計を設置することができます。
- 普通会計とは？
それぞれの市町村毎に各会計の範囲が異なっていることから、各団体毎の財政比較を容易にするため、地方財政統計上、統一的に用いられる会計です。

一般会計 における決算状況

■ 平成19年度決算

